

# 株式会社 福岡クリーンエネルギーについて

環 境 局  
(令和 5 年 8 月 3 日)

第 1 概要		ページ
1	設立	1
2	資本金	2
3	事業内容	2
4	組織	3
5	役員	4
第 2 令和 4 年度事業報告及び決算状況		
1	事業報告	5
2	決算	6
3	剰余金の処分	10
4	契約金額が 3 億円以上の工事又は製造の請負の契約	10
5	契約金額が 4,000 万円以上の不動産等の買入れ等の契約	10
第 3 令和 5 年度事業計画及び収支計画		
1	事業計画	11
2	収支計画	11
3	損益予算	12
第 4 参考資料		
1	事業スキーム	13
2	定款	14

# 第 1 概要

## 1 設立

### (1) 商号

株式会社福岡クリーンエナジー

### (2) 所在地

福岡市東区蒲田 5 丁目 11 番 2 号

### (3) 設立年月日

平成 12 年 10 月 20 日

### (4) 目的

福岡市環境行政の円滑な遂行に資するため、福岡市との契約に基づく廃棄物の中間処理及びそれにより生ずる電気及び熱の供給を行い、廃棄物処理における熱回収の更なる効率化を目指すこと。

### (5) 設立経緯

旧東部工場の老朽化に伴い、ごみ処理技術を有する福岡市と発電技術を有する九州電力株式会社が共同出資し、循環型社会の構築という共通認識のもと、民間の資金、経営ノウハウの活用による東部工場の建設及び運営と、ごみ処理発電の効率化による熱回収の推進等のために設立したもので、平成 13 年 2 月から東部工場の建設に着手し、平成 17 年 8 月に開設した。

平成 12 年 10 月 20 日 株式会社福岡クリーンエナジー設立

平成 13 年 2 月 5 日 建設工事の請負契約を締結

平成 14 年 4 月 1 日 福岡市と廃棄物中間処理委託基本契約を締結

平成 17 年 8 月 1 日 開設

## 2 資本金

50 億円

株式総数：100,000 株

出資比率：福岡市 51%、九州電力株式会社 49%

## 3 事業内容

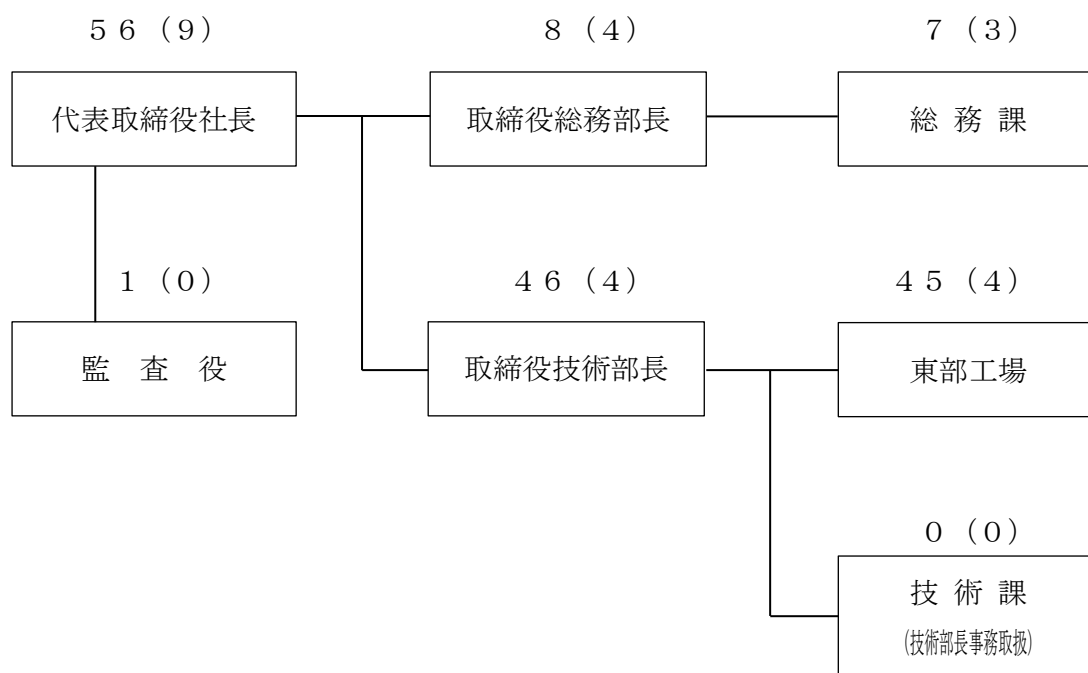
福岡市と九州電力株式会社との間で締結した株主間基本協定により、東部工場において、平成 17 年 8 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 25 年間、福岡市のごみ処理計画に基づき、可燃ごみを適正に処理するもの。

東部工場を環境及び安全に配慮し、安全かつ安定的に運転継続するとともに、効率的な工場経営に努め、更なる会社経営の基盤強化を図ることとしている。

当会社の事業内容は、次のとおりである。

- (1) 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
- (2) 廃棄物発電により生ずる電気及び熱の供給
- (3) 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
- (4) 前号に関するコンサルティング

#### 4 組織 (令和5年8月1日現在)



(単位：人、括弧内は市派遣等社員)

#### 職位別職員数

(単位：人)

区 分	市 派 遣 等 社 員	九州電力(株)他 出 向 等 社 員	計
代表取締役	1	—	1
取 締 役	1	1	2
監 査 役	—	1	1
課 長 職	—	2	2
社 員	7	43	50
合 計	9	47	56

※その他、嘱託・派遣社員24人を含めた社員の数は80人

## 5 役員

(令和5年8月1日現在)

役職名	氏名	就任年月日	備考
代表取締役社長	吉村 隆一	令和3年6月29日	(常勤)
取締役	前野 正和	令和5年4月1日	総務部長(常勤)
取締役	楠元 淳一	令和4年6月29日	技術部長(常勤)
取締役	中村 卓也	令和5年4月1日	福岡市環境局長
取締役	二宮 浩一	令和3年6月29日	九州電力株式会社 常務執行役員 エネルギーサービス事業統括本部 営業本部長
取締役	大貝 知子	平成27年6月29日	株式会社大貝環境計画研究所 代表取締役所長
監査役	藤津 孝	平成29年6月29日	(常勤)
監査役	松岡 伸明	令和4年4月1日	福岡市環境局施設部長
監査役	豊島 琢治	令和5年6月29日	九州電力株式会社 監査等特命役員

## 第2 令和4年度事業報告及び決算状況

### 1 事業報告

#### (1) 東部工場の運転状況

福岡市との「廃棄物中間処理委託基本契約」に基づく「令和4年度 廃棄物中間処理委託契約」を令和4年4月1日に締結し、継続して安定した運転を行った。

令和4年度は、操業開始から18年目となる。令和4年度のごみ処理量の実績は163,609 t、ごみ発電電力量は100,707千kWhであり、計画値に対してそれぞれ88.9%、95.5%であった。

#### (2) 当期業績の概要について

売上高については、福岡市からの廃棄物中間処理委託料収入及び九州電力株式会社への売電料収入などにより、3,521,521千円となった。

売上高から売上原価3,910,680千円を差し引いた売上総損益は△389,159千円、これから販売費及び一般管理費213,686千円を差し引いた営業損益は△602,846千円となった。

これに営業外収益を加えた経常損益は△600,107千円となった。

これから、法人税、住民税及び事業税2,667千円、法人税等調整額25,411千円を差し引いた結果、当期純損益は△628,185千円となった。

## 2 決算

### (1) 損益計算書（令和3年度と令和4年度の比較）

（単位：円）

科 目	令和4年度 〔令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで〕	令和3年度 〔令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで〕	増減額
売 上 高	3,521,521,237	3,004,078,700	517,442,537
廃棄物中間処理委託料収入	2,818,462,094	2,357,343,295	461,118,799
売 電 料 収 入 等	703,059,143	646,735,405	56,323,738
売 上 原 価	3,910,680,961	3,500,588,590	410,092,371
<b>売 上 総 損 益</b>	<b>△389,159,724</b>	<b>△496,509,890</b>	<b>107,350,166</b>
販売費及び一般管理費	213,686,377	237,922,480	△24,236,103
<b>営 業 損 益</b>	<b>△602,846,101</b>	<b>△734,432,370</b>	<b>131,586,269</b>
営業外収益	2,739,071	11,478,190	△8,739,119
<b>経 常 損 益</b>	<b>△600,107,030</b>	<b>△722,954,180</b>	<b>122,847,150</b>
<b>税引前当期純損益</b>	<b>△600,107,030</b>	<b>△722,954,180</b>	<b>122,847,150</b>
法人税、住民税及び事業税	2,667,000	2,977,925	△310,925
法人税等調整額	25,411,027	△29,892,507	55,303,534
<b>当 期 純 損 益</b>	<b>△628,185,057</b>	<b>△696,039,598</b>	<b>67,854,541</b>

(参考) 損益予算の費目別決算額 (令和3年度と令和4年度の比較)

(単位:円)

費 目		金 額		
		令和4年度	令和3年度	増 減
経 常 収 益	廃棄物中間処理委託料	2,818,462,094	2,357,343,295	461,118,799
	そ の 他 収 益	705,798,214	658,213,595	47,584,619
	計	3,524,260,308	3,015,556,890	508,703,418
経 常 費 用	人 件 費	557,572,151	572,206,279	△14,634,128
	廃 棄 物 処 理 費	163,587,348	129,109,427	34,477,921
	修 繕 費	1,880,498,742	1,496,519,909	383,978,833
	委 託 費	297,415,634	329,261,850	△31,846,216
	公 租 公 課	108,154,885	109,307,337	△1,152,452
	減 価 償 却 費	951,457,990	947,848,481	3,609,509
	そ の 他	165,680,588	154,257,787	11,422,801
計	4,124,367,338	3,738,511,070	385,856,268	
<b>経 常 損 益</b>		<b>△600,107,030</b>	<b>△722,954,180</b>	<b>122,847,150</b>
法人税、住民税及び事業税		2,667,000	2,977,925	△310,925
法 人 税 等 調 整 額		25,411,027	△29,892,507	55,303,534
<b>当 期 純 損 益</b>		<b>△628,185,057</b>	<b>△696,039,598</b>	<b>67,854,541</b>



## (2) 株主資本等変動計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

(単位：円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金		
令和4年4月1日 残 高	5,000,000,000	280,000,000	6,010,846,166	11,290,846,166	11,290,846,166
事業年度中の 変 動 額					
剰余金の配当		15,000,000	△165,000,000	△150,000,000	△150,000,000
当期純利益			△628,185,057	△628,185,057	△628,185,057
事業年度中の 変 動 額 合 計		15,000,000	△793,185,057	△778,185,057	△778,185,057
令和5年3月31日 残 高	5,000,000,000	295,000,000	5,217,661,109	10,512,661,109	10,512,661,109

## (3) 貸借対照表 (令和3年度と令和4年度の比較)

(単位：円)

科 目		令和5年3月末時点	令和4年3月末時点	増 減
資 産 の 部	【流動資産】	【 5,054,592,269】	【 4,784,219,690】	【 270,372,579】
	現金及び預金	4,625,289,367	4,277,916,774	347,372,593
	売掛金	347,160,229	260,604,019	86,556,210
	貯蔵品	71,710,186	69,410,862	2,299,324
	その他の流動資産	10,432,487	176,288,035	△ 165,855,548
	【固定資産】	【 5,914,246,155】	【 6,854,512,347】	【 △ 940,266,192】
	(有形固定資産)	( 5,883,597,225)	( 6,808,443,740)	( △ 924,846,515)
	建物	2,751,296,532	2,877,564,149	△ 126,267,617
	構築物	325,286,438	333,168,045	△ 7,881,607
	機械及び装置	2,785,965,231	3,580,223,728	△ 794,258,497
	車両運搬具	1	1	—
	工具器具及び備品	13,173,223	17,487,817	△ 4,314,594
	リース資産	7,875,800	—	7,875,800
	(無形固定資産)	( 2,748,000)	( 3,640,800)	( △ 892,800)
	電話加入権	218,400	218,400	—
	リース資産	2,529,600	3,422,400	△ 892,800
	(投資その他の資産)	( 27,900,930)	( 42,427,807)	( △ 14,526,877)
	長期前払費用	10,884,150	—	10,884,150
	繰延税金資産	17,016,780	42,427,807	△ 25,411,027
	資産の部合計	10,968,838,424	11,638,732,037	△ 669,893,613
負 債 の 部	【流動負債】	【 447,441,775】	【 345,021,471】	【 102,420,304】
	買掛金	19,156,832	15,093,806	4,063,026
	リース債務	2,956,800	982,080	1,974,720
	未払金	374,672,610	279,379,082	95,293,528
	未払費用	31,989,370	33,919,947	△ 1,930,577
	未払法人税等	17,601,800	14,390,050	3,211,750
	預り金	1,064,363	1,256,506	△ 192,143
	【固定負債】	【 8,735,540】	【 2,864,400】	【 5,871,140】
	リース債務	8,735,540	2,864,400	5,871,140
負債の部合計	456,177,315	347,885,871	108,291,444	
純 資 産 の 部	【株主資本】	【 10,512,661,109】	【 11,290,846,166】	【 △ 778,185,057】
	資本金	5,000,000,000	5,000,000,000	—
	利益剰余金	5,512,661,109	6,290,846,166	△ 778,185,057
	利益準備金	295,000,000	280,000,000	15,000,000
	その他利益剰余金	5,217,661,109	6,010,846,166	△ 793,185,057
	繰越利益剰余金	5,217,661,109	6,010,846,166	△ 793,185,057
純資産の部合計	10,512,661,109	11,290,846,166	△ 778,185,057	
負債及び純資産の部合計	10,968,838,424	11,638,732,037	△ 669,893,613	

### 3 剰余金の処分

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

- ① 当社普通株式1株につき 金1,500円
- ② 配当金の総額 150,000,000円 (100,000株)
- ③ 福岡市 76,500,000円  
九州電力株式会社 73,500,000円

### 4 契約金額が3億円以上の工事又は製造の請負の契約

該当なし

### 5 契約金額が4,000万円以上の不動産等の買入れ等の契約

該当なし

### 第3 令和5年度事業計画及び収支計画

#### 1 事業計画

東部工場の開設（平成17年8月）以降、安定した操業を継続するとともに、強固な経営基盤と柔軟な経営体質の確立に向けた諸施策に取り組んできた。

令和5年度は、第6次中期経営計画（対象期間：令和3年度～令和7年度）の下、「安全・安定で確実なごみ処理」や「情勢変化への適切な対応と効率的な経営の推進」等を目指した取組みを着実に推進していく。

また、福岡市との「令和5年度 廃棄物中間処理委託契約」に基づくごみ処理計画量は181,000 t、ごみ発電電力量は103,665 千 kWh を計画している。

なお、令和5年度の経営方針は、以下のとおりとしている。

- (1) 安全・安定で確実なごみ処理を目指す
- (2) 情勢変化への適切な対応と効率的な経営の推進を目指す
- (3) 個性の尊重とチームワークで活力ある職場を目指す
- (4) ごみ処理技術を通して循環型社会形成への貢献を目指す
- (5) 市民や地域社会から信頼される企業を目指す

#### 2 収支計画（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの資金計画）

（単位：千円、金額は消費税込み）

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 金 繰 越	4,625,289	営 業 費 用	3,478,170
営 業 収 入	4,003,552	営 業 外 費 用 他	356,504
廃棄物処理委託料	3,204,443	配 当 金	150,000
売 電 料	793,699	そ の 他	206,504
技術支援委託料	5,410		
営業外収入（受取利息他）	1,250	資 金 繰 越	4,795,417
計	8,630,091	計	8,630,091

### 3 損益予算（令和4年度と令和5年度の比較）

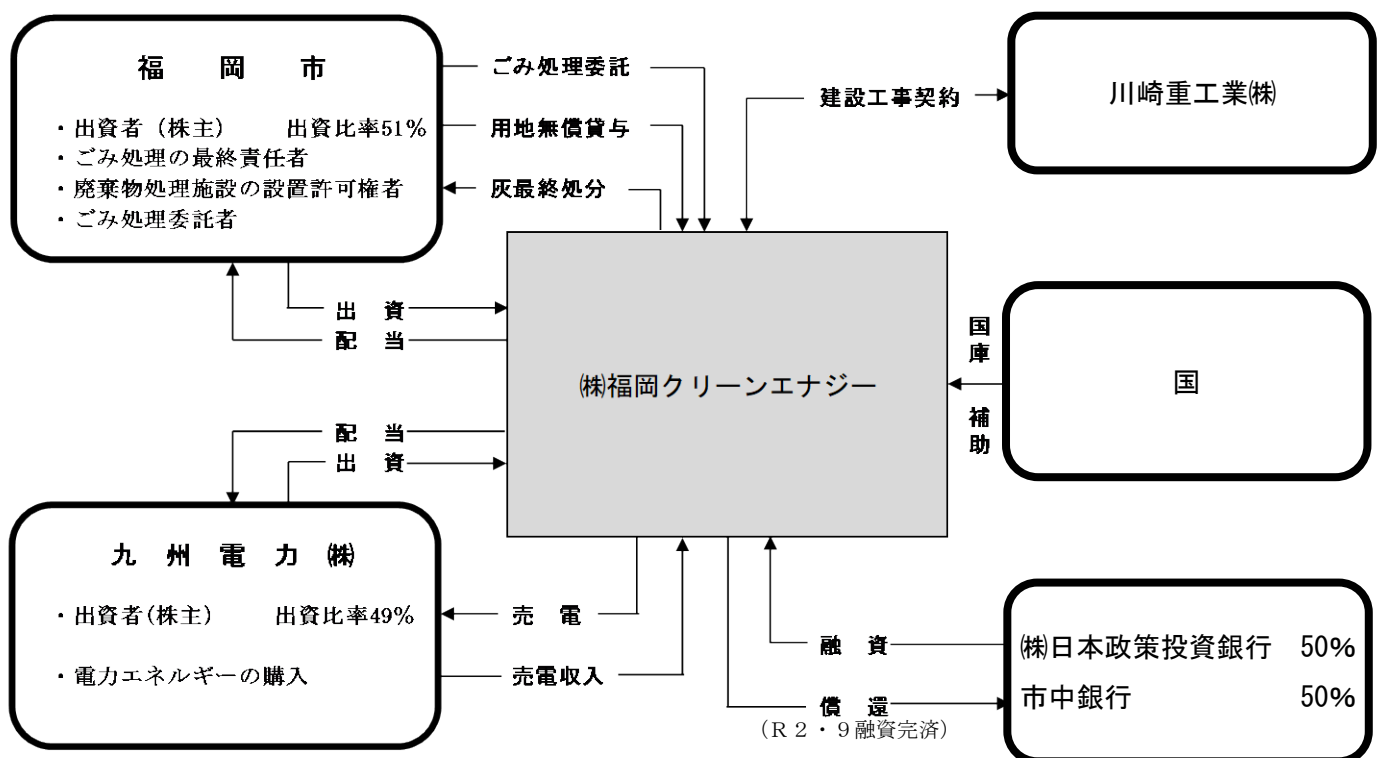
（単位：千円）

費 目		金 額		
		令和5年度	令和4年度	増 減
経 常 収 益	廃棄物中間処理委託料	2,917,677	2,838,548	79,129
	そ の 他 収 益	726,487	735,569	△9,082
	計	3,644,164	3,574,117	70,047
経 常 費 用	人 件 費	573,458	572,099	1,359
	廃 棄 物 処 理 費	255,789	162,550	93,239
	修 繕 費	1,680,891	1,903,145	△222,254
	委 託 費	307,118	337,040	△29,922
	公 租 公 課	105,827	108,337	△2,510
	減 価 償 却 費	490,759	950,270	△459,511
	そ の 他	208,511	152,492	56,019
計	3,622,353	4,185,933	△563,580	
経 常 損 益		21,811	△611,816	633,627
法人税、住民税及び事業税		2,667	2,667	—
法 人 税 等 調 整 額		—	△18,258	18,258
当 期 純 損 益		19,144	△596,225	615,369

## 第4 参考資料

### 1 事業スキーム

老朽化した東部工場の建て替えにあたり、財政負担の平準化と民間の資金、経営能力及び技術力を活用すること等を目的に、福岡市と九州電力(株)の共同出資により事業会社、(株)福岡クリーンエナジーを設立し、PFI的手法により新工場を建設・運営することとした。



#### 市中銀行（6行）

(株)みずほ銀行、(株)福岡銀行、(株)三井住友銀行、(株)西日本シティ銀行、(株)北九州銀行、  
三井住友信託銀行(株)

#### ○資金調達

資本金	50 億円
国庫補助金	99 億円
銀行借入金	197.8億円
計	346.8億円

(借入償還期間15年) ※令和2年9月末で償還終了

#### ○東部工場の概要

処理能力：900 t / 日 (300 t / 24 h × 3 炉)  
 処理方式：ストーカ式燃焼炉  
 発電能力：29,200 kW

## 2 定款

### 株式会社 福岡クリーンエナジー 定款

#### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社福岡クリーンエナジーと称し、英文では、Fukuoka Clean Energy Corporation と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 福岡市との契約に基づく廃棄物の処理
- (2) 前号により生ずる電気及び熱の供給
- (3) 廃棄物の処理及び発電に関する施設の建設及び運営
- (4) 前号に関するコンサルティング
- (5) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

#### 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10万株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株主名簿への記載、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第9条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を発する。

3 株主全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

#### (定時株主総会の基準日)

第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (招集権者および議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては社長が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### (議決権の代理行使)

第12条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (決議の省略等)

第14条 当社は、会社法第319条第1項の要件を充たしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 当社は、会社法第320条の要件を充たしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第15条 当社の取締役は、6名以内とする。

#### (取締役の選任)

第16条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。



(取締役の任期)

第 17 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 18 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会は、その決議によって、会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 20 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 21 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 22 条 会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第 23 条 当会社の監査役は、3 名とする。

(監査役の選任)

第 24 条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる議決権の株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 25 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 26 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 27 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 28 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金配当の基準日)

第 30 条 剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(除斥期間)

第 31 条 剰余金の配当が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

平成12年10月2日	作	成
平成12年10月3日	公証人	認証
平成12年10月20日	会	社
平成14年6月25日	改	正
平成17年6月23日	改	正
平成18年6月23日	改	正